

議員提出議案第13号

固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置の継続を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和2年12月14日

提出者	12番	高木 信明	14番	峯岸 良至
	16番	うてな 英明	20番	伊藤 よしのり
	21番	筒井 たかひさ	28番	中江 秀夫
	30番	中村 しんご	31番	江口 ひさみ
	32番	くぼ 洋子	33番	黒柳 じょうじ
	37番	米山 真吾		

葛飾区議会議長 秋本 とよえ 殿

固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置の継続を求める意見書

小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的かつ深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされている。

このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にある。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、事業、生活への影響は極めて大きくなっている。

こうした状況において東京都は、次の軽減措置等を講じてきた。

小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置は、都民の定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的として昭和63年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。

小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置は、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成14年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。

商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置は、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として、平成17年度に

創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。

この厳しい環境下において、都独自の施策として定着している「固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置等」が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、本区議会は東京都に対し、下記の事項について取り組むことを強く求めるものである。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を令和3年度以降も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を令和3年度以降も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を令和3年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。